

令和8年3月13日

第4回競技式典専門委員会 決定

## 青の煌めきあおもり国スポ七戸町情報通信業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ七戸町情報通信基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」における七戸町開催競技会の情報通信業務の実施について、必要な事項を定める。

### 2 情報通信業務の種類

#### (1) 競技会の運営に関する情報通信業務

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技会場に必要な通信機器を設置するとともに、競技役員及び競技会係員と連携し、競技会を円滑に運営する。

#### (2) 記録業務に関する情報通信業務

実行委員会は、競技会場に必要な通信機器を設置し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会及び競技役員と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務を円滑に実施する。

#### (3) 輸送・交通業務に関する情報通信業務

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者、一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通を円滑に運営する。

#### (4) 消防防災・警備業務に関する情報通信業務

実行委員会は、関係機関等と連携し、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を整備する。

#### (5) 大会参加者等の利便に関する情報通信業務

実行委員会は、大会参加者等の利便を図るため、交通、医療、観光等の多様な情報及び競技結果をインターネット等で迅速に提供する。

### 3 通信機器

情報通信業務を遂行するために使用する主な通信機器は、次のとおりとする。

#### (1) 無線通信機器

#### (2) パソコン

### 4 通信機器の設置

(1) 無線通信機器は、競技会の運営上必要と認める者に携帯させる。

(2) パソコンは、実施本部等の必要な箇所に設置する。

(3) 通信機器の設置については、競技会の運営に支障の無い日時までに完了することとし、使用は原則として競技会の開催期間中とする。

(4) 通信機器の設置数及び設置場所については、関係機関等と協議のうえ決定する。

## 5 通信機器の保管

- (1) 競技会場に通信機器を取り扱う管理責任者を配置し、通信機器の保管を統括する。
- (2) 競技会終了後、競技会場における情報通信業務が完了した時は、管理責任者は通信機器を取りまとめ、実行委員会に返却する。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。